

Vol
92
2026

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 令和8年4月1日から住所等変更登記の義務化が始まります！
- 「令和7年度版犯罪白書」について
- 「令和7年度版再犯防止推進白書」について
- 国際知財司法シンポジウム2025及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催しました！
- 私たちのプログラムを作りたい～東ティモール刑務所職員の夢～



《特集記事》

- 01 令和8年4月1日から住所等変更登記の義務化が始まります！
- 03 「令和7年版犯罪白書」について
- 09 「令和7年版再犯防止推進白書」について
- 11 国際知財司法シンポジウム2025及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催しました！
- 14 私たちのプログラムを作りたい～東ティモール刑務所職員の夢～

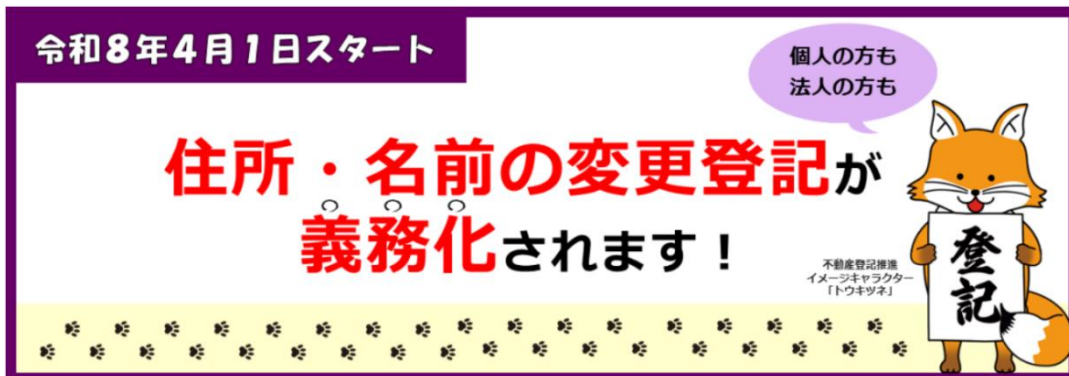
《常設記事》

- 16 お答えします～検察官及び検察事務官について～
- 17 記者が行く！～日本国際仲裁ウィーク～

《連載記事》

- 21 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.71
～法テラスってどうやって利用するの？～
- 22 法制度整備支援の現場から
- 24 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.28
～訟務局が行う訴訟事務～

令和8年4月1日から住所等変更登記の義務化が始まります！

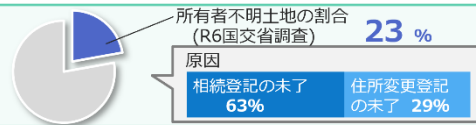


背景

日本では「誰が持っているか分からない土地」が増えていて、社会問題になっています。この「誰が持っているか分からない土地」のことを、「所有者不明土地」と呼んでいます。所有者不明土地の広さは、九州と同じくらいあると言われています。

※ 所有者不明土地とは・・・

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地



これまでは引っ越しや会社の移転、結婚などによって、不動産（土地・建物）の登記簿上の所有者の住所や名前に変更が生じたとしても、その変更登記は義務ではなかったこと、また、引っ越し等のたびに所有者が変更登記の手続をすることは、費用や手間の面で負担であることから、住所等の変更登記がされないままになりがちでした。

このような不動産は、登記簿上の所有者の住所や名前の情報が最新でないため、例えば、所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害原因となったり、土地が管理されず、放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。

そこで、所有者不明土地の主な発生原因である相続登記に続き、令和8年4月1日から住所等変更登記も義務化されることとなりました。

住所等変更登記の義務化の内容

不動産を所有している方は、住所や名前について変更があったときは、その変更日から2年以内にその変更の登記をすることが義務付けられます。

正当な理由がないのに義務を怠ったときは、5万円以下の過料が科される可能性があります。

なお、住所等変更登記の義務化は令和8年4月1日から開始されますが、それより

前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしなければなりませんので、注意してください。

スマート変更登記でらくらく安心！

住所等変更登記の手続は、費用や手間の面で所有者の負担であることから、住所等変更登記の義務化と合わせて、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組み（スマート変更登記）が始まります。なお、スマート変更登記の手続は無料です。

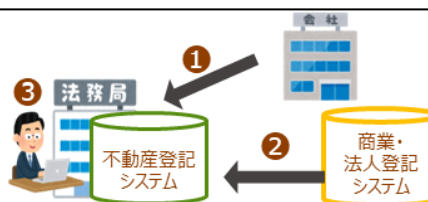
自然人（個人）は、事前に住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）からの情報取得に必要となる検索用情報（氏名の振り仮名や生年月日等）の申出をしていただければ、スマート変更登記を利用することができます。申出の後に住所や氏名の変更があった場合は、法務局において住所等の変更の事実を確認して、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記をします。

- ① 検索用情報（生年月日等）の申出
- ② 法務局側で定期的に住基ネットに照会
- ③ 住所等に変更があれば本人の了解を得て、職権で変更登記



法人の場合には、商業・法人登記システムとの連携に必要な会社法人等番号の登記をしていただければ、スマート変更登記を利用することができます。法人の住所や名称に変更があった場合には、法務局において住所等の変更を確認して、職権で変更登記をします。

- ① 会社法人等番号の申出
- ② 商業・法人登記上で住所等に変更があれば、不動産登記システムに通知
- ③ 職権で変更登記



おわりに

住所等変更登記の義務化のほかにも、所有者不明土地対策で注目すべき制度として、令和6年4月1日から開始された「相続登記の義務化」や令和8年2月2日から開始された「所有不動産記録証明制度」があります。どれも、皆さまに“身近”な制度ですので、こちらの情報についてもぜひチェックしてみてください！

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）（法務省ホームページ）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



「令和7年版犯罪白書」について



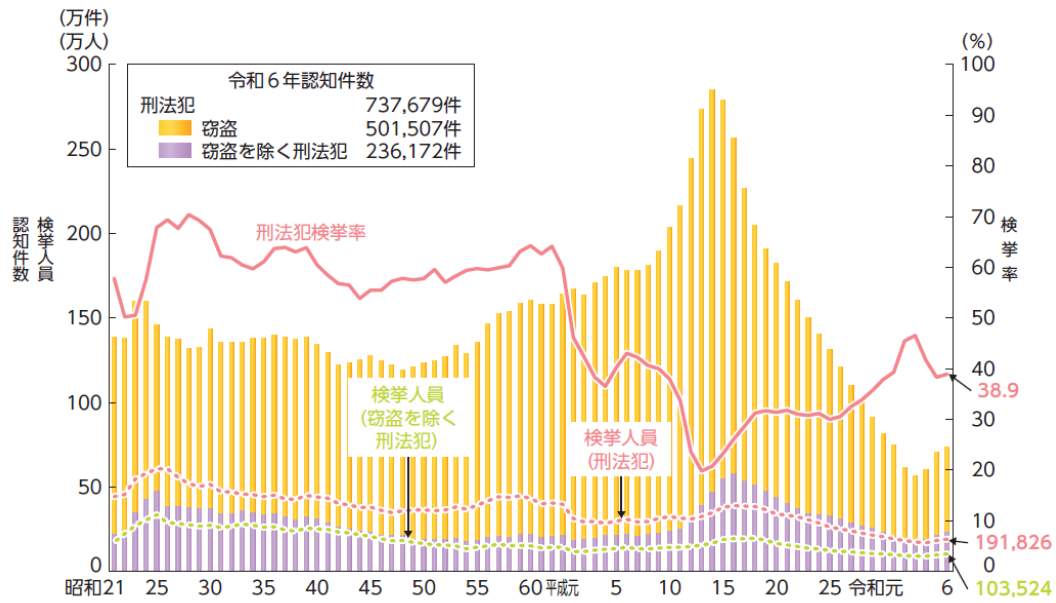
犯罪白書とは？

犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて紹介しているものです。

昭和35年から、法務省法務総合研究所により毎年発刊されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

犯罪の動向は？

刑法犯の認知件数（警察が犯罪の発生を把握した件数）は、その約7割を占める窃盗の減少に伴って、平成14年をピークに減少し続けていましたが、令和4年から3年連続で増加し、令和6年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年の98.5%の水準に達しました。

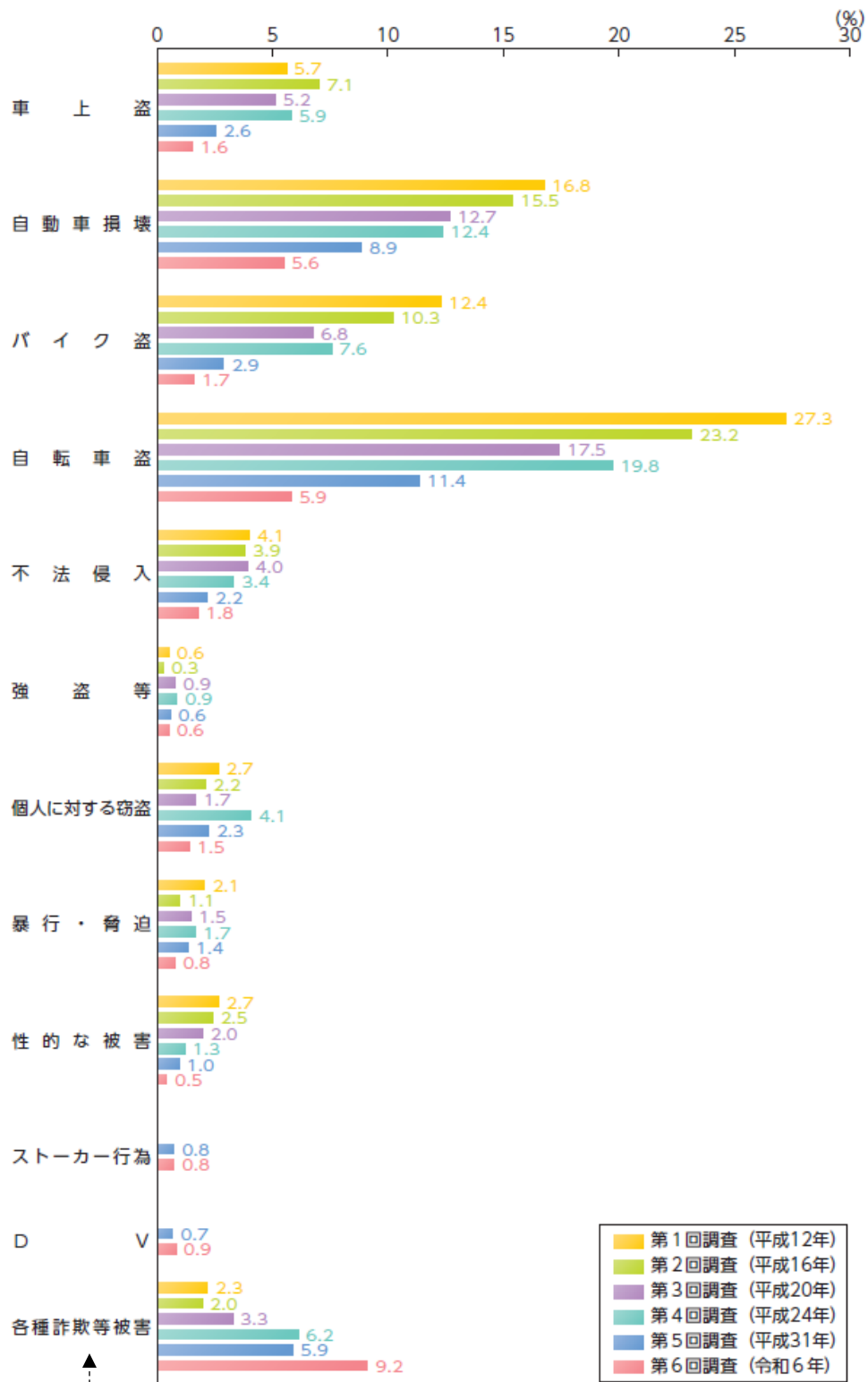


1 図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

今回の特集は？

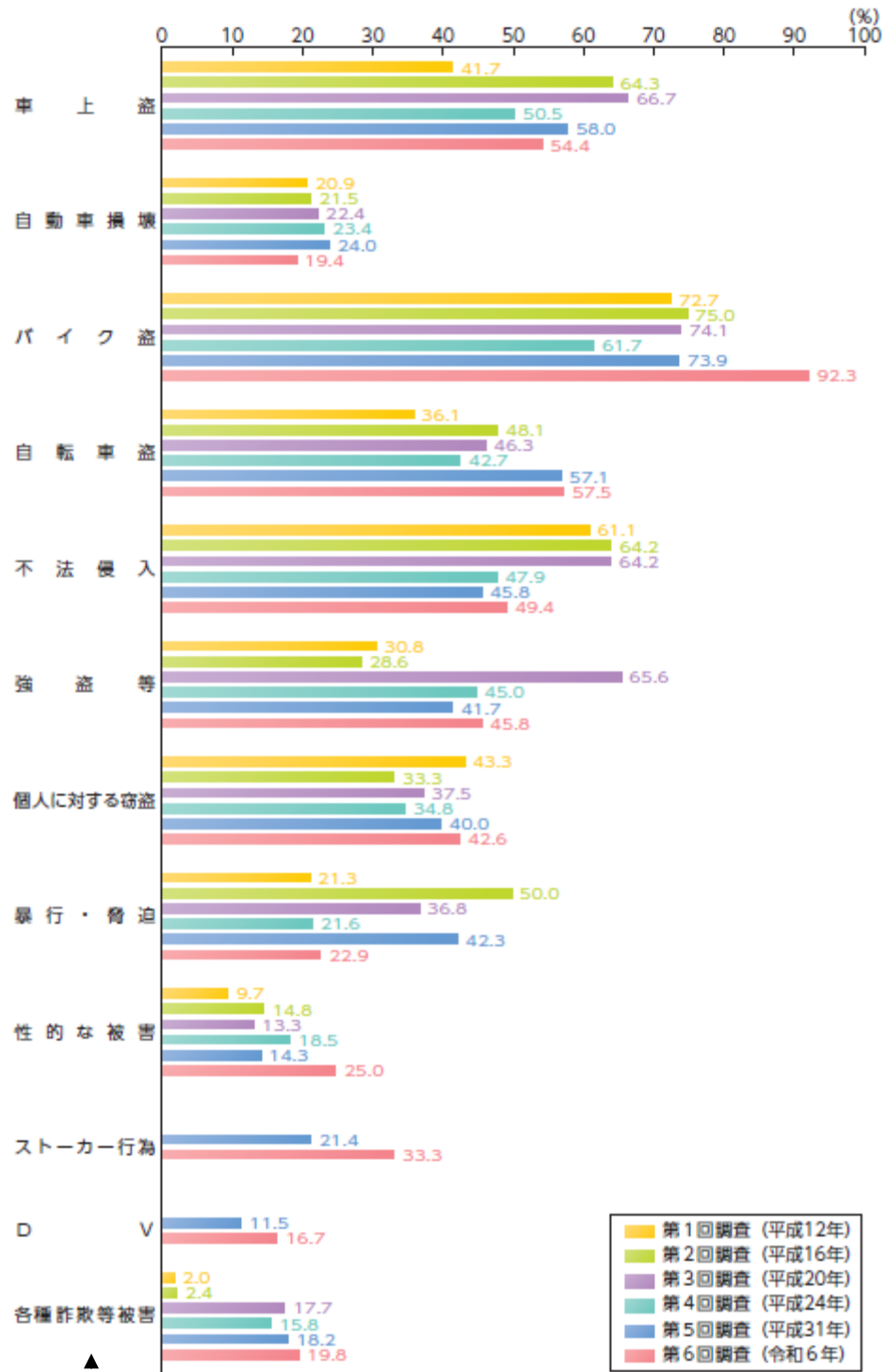
令和7年版犯罪白書では、「犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）」と題して特集を組み、第4次犯罪被害者等基本計画に基づいて実施した①警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）等について国民を対象に実施したアンケート調査（第6回暗数調査）の結果や、②精神障害を有する性犯罪被害者を主な対象とした刑事事件に関する記録調査の結果を紹介しました。

前記アンケート調査の結果からは、①過去5年間の被害率（犯罪被害に遭った方の比率）は、多くの被害態様で低下している一方、「各種詐欺等被害」の被害率が上昇していること、②過去5年間の被害申告率（犯罪被害に遭った方のうち、捜査機関へ被害を届け出た方の比率）は、多くの被害態様で上昇している一方、性的な被害、ストーカー、DV等は比較的低いことなどが分かりました。さらに、③捜査機関へ被害を届け出なかった理由については、ストーカー、DV被害では、「自分又は家族による解決」が最も高いという結果でした。また、性的な被害では、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」と回答した方が2割を超えていました。



第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいう。

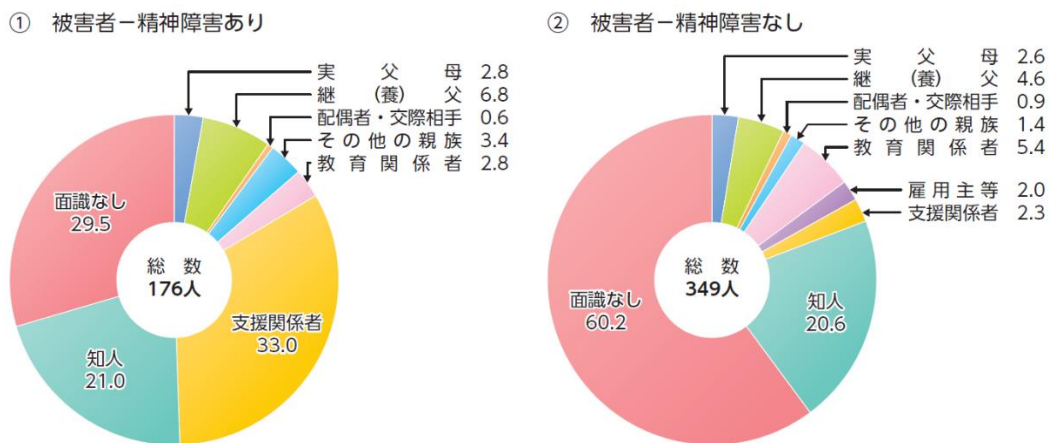
2図 被害態様別 過去5年間の被害率（調査回別）



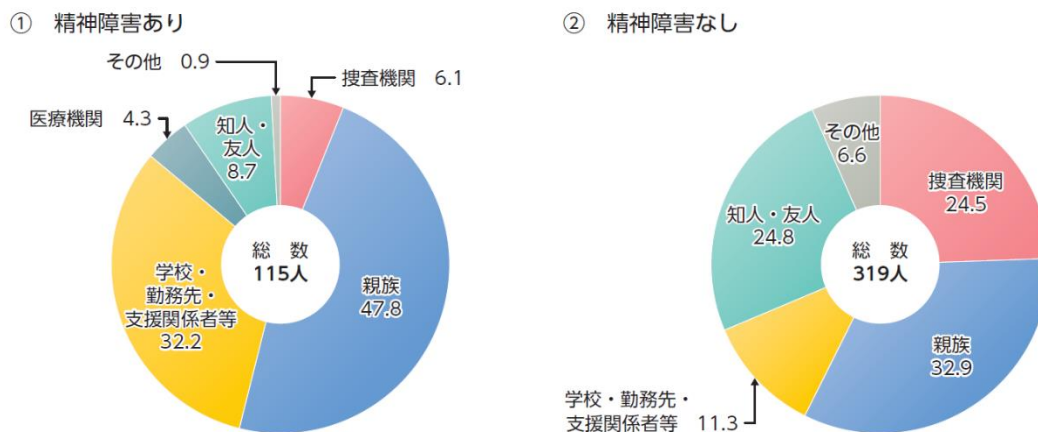
第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいう。

3図 被害態様別 過去5年間の被害申告率（調査回別）

前記記録調査の結果からは、精神障害を有する性犯罪被害者について、精神障害を有しない性犯罪被害者と比べると、①被害者から見た加害者の立場では、「支援関係者」が最も多かったこと、②捜査機関へ犯行が発覚するまでの期間では、「被害当日又は翌日までの発覚」が4割弱止まりと少なかったこと、③被害者が最初に被害を伝えた相手では、「親族」、「学校・勤務先・支援関係者等」の被害者にとって身近な者が多かったことなどが分かりました。



4図 被害者から見た加害者の立場



5図 最初に被害を伝えた相手

以上のことから、①ストーカー、DV被害については、被害が軽微な段階でも抱え込まず、警察・関係機関等に相談するよう周知すること、②性犯罪被害については、被害者の身近な者の中にも加害者となり得る者が存在するリスクを認識することが必要で

ある一方、特に精神障害を有する性犯罪被害者については、身近な者が違和感等の兆候を早期に察知して早く捜査機関に通報することなどが重要だと思われます。

法務総合研究所は、今後も適切な特集テーマ等を選んで調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導や、被害者支援等を検討するための基礎資料を提供していきます。

「令和7年版再犯防止推進白書」について



再犯防止推進白書とは？

法務省は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、毎年政府が講じた再犯防止施策を国会へ報告しています。国会へ報告した内容を、国民の皆さまにお伝えするため刊行したものが、「再犯防止推進白書」です。本白書は、平成30年から毎年刊行しており、今回で8冊目となりました。

令和7年版の再犯防止推進白書は、令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策に関し、政府が講じた取組を掲載した白書です。また、政府が講じた取組だけでなく、地方公共団体による取組や、保護司を始めとする民間協力者の方々の活動に関するコラムを掲載しています。

なお、表紙や中扉には、少年院在院者による絵画や題字を掲載しています。こちらもぜひ御注目ください。

再犯防止推進白書の今回の特集は？

今回の特集テーマは「広がりを見せる再犯防止分野の新たなステークホルダー」です。第二次再犯防止推進計画には、再犯防止施策の一層の推進を図るために、「地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等」を進めていくことが掲げられています。これまでも、犯罪をした者等への直接的な支援という形で多くの民間協力者の方々の支援をいただいておりますが、近年、広報・啓発活動等の間接的な支援によって、再犯

防止の裾野を広げる活動をしていただいている民間の企業・団体が増えています。今回の特集では、そうした形で支援をいただいている企業・団体の先駆的な取組を紹介しています。

再犯防止推進白書を読みたい場合は？

これまでに刊行した「再犯防止推進白書」は、法務省ホームページで公開しています。また、各白書の冊子は、政府刊行物センターや都道府県官報販売所で販売されており、お近くの書店でも御注文いただけます。ぜひ一度御覧ください。

「再犯防止推進白書」（法務省ホームページ）はこちら



https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html

国際知財司法シンポジウム 2025 及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催しました！

国際知財司法シンポジウム（J S I P）とは？

国際知財司法シンポジウム（通称 J S I P）は、知的財産分野における日本最大規模のシンポジウムで、平成29年から最高裁判所や特許庁などと共に主催しています。法務省は、隔年で独自のプログラム（法務省パート）を企画・実施しています。

ビジネスのグローバル化により、海賊版や模倣品の問題が国境を越えて広がる中、知的財産権の適切な保護は各国共通の重要な課題となっています。日本は、ASEANを中心とするアジア諸国に法制度整備支援を行っており、知的財産分野でも支援へのニーズが高まっています。

こうした取組を通じ、法務省は、ASEANなどの国・機関から法曹関係者や政府関係者を J S I P に招き、知的財産に関する重要なテーマについて意見交換を行っています。

過年度の J S I P については、「国際知財司法シンポジウム」
（法務省ホームページ）を御覧ください。

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00005.html



J S I P 2025（10月23日～24日）

令和7年10月23日及び24日には、最高裁判所や特許庁などとの共催により、「知財紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～」をテーマに、J S I P 2025を実施しました。

J S I P 2025の法務省パートでは、「知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有」をテーマに、知的財産侵害物品の水際対策及びインターネット上の侵害事案への対応について、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及び日本から実務家が登壇し、最新の取組を紹介しました。

日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー（10月22日）

10月22日には、法務省はASEAN事務局、公益財団法人アジア刑政財団（ACPF）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等との共催により、ASEAN諸国の裁判官・行政官を対象とした「日ASEAN知財グッドプラクティス

セミナー」を実施しました。

本セミナーは、JSIP2023をフォローアップするものであり、同セミナーで取り上げられたEコマース上の模倣品対策をテーマに、「商標権侵害訴訟をめぐる課題」及び「商標権のエンフォースメント」について、各国の法制度や実務を紹介しながら活発な意見交換が行われました。

まとめ

今回のJSIP及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを通じて、知的財産権保護の重要性に関する理解が深化し、日ASEAN間の協力関係がさらに強化されました。

今後も、法務省はASEAN諸国との連携を一層推進し、各国の知的財産制度の発展に貢献していきます。



国際知財司法シンポジウム2025参加者



パネルディスカッションの様子（1）



パネルディスカッションの様子（2）



日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー参加者



セッションの様子

私たちのプログラムを作りたい～東ティモール刑務所職員の夢～

アジア研と東ティモール

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）は、2018年からすでに東ティモールで法制度整備支援をしていたICD（国際協力部）に合流する形で、同国と関わり始めました。2019年からは、UNODC（国連薬物・犯罪事務所）と協力して東ティモールへの刑務所改革支援を行っています。現地の刑務所職員を日本に招いたり、オンラインでのミーティングや現地訪問を重ねてきました。

その交流の中で、ブロック製造や農業等の職業訓練が始まったり、受刑者の状況などを把握するために使うデータ表が改善されたりと、東ティモールの刑務所の中に様々な変化が生まれています。そして2023年、次に何のプロジェクトを進めていくか話し合うことになりました。



ブロック製造工場



農園

プログラムがない…

「日本の刑務所のように、受刑者の更生に役立つプログラムを持つこと、私たち自身でプログラムを指導できるようになることが夢」と口々に語られました。東ティモールの刑務所では外部のNPOがいくつかのプログラムを実施してはいるものの、予算や先方の都合で継続的なプログラム実施が難しいからです。また、受刑者たちは何もせずにぶらぶらするだけで一日を終えていて、刑務所職員は「受刑者のために何か更生に役立つことができているのか？」とむなしくなるという話も出ました。

そこで、性犯罪や殺人を犯した受刑者が多いため、両者に共通の「暴力」というテーマでプログラムを作っていくことになりました。

プログラムを作っていく

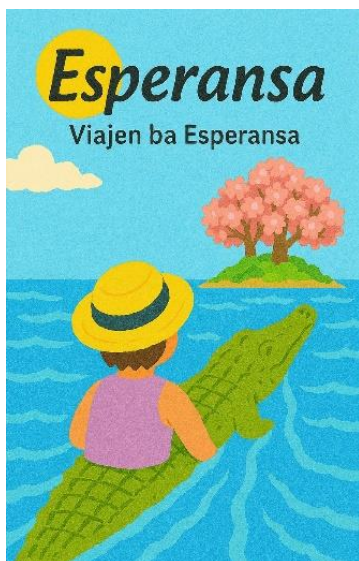
プログラムを一緒に作っていくことになった10人で、その目的、方法、内容などを何度も話し合っ決めていきました。その最中、日本の刑務所で「暴力防止指導」を担当している方々から日本のプログラムについて解説していただく機会にも恵まれました。

2025年8月、ついに全12回で終わる東ティモール版暴力防止プログラムができました。もう二度と暴力という不適切な表現行動をしない未来を歩んでいくために、暴力に訴え掛ける自分についての理解を深め、暴力をストップする方法を練習するプログラムです。完成したプログラムのワークブックを手にした一人は、思わず涙ぐんでいました。

プログラムが終了！

ここから、怒涛の勢いでプログラムの実施が進んでいきました。プログラムの参加者を若年受刑者の中から5名選び、開始日を決め…。開始前は様々な不安を抱えていたプログラム開発メンバーも徐々に自信を付け、「プログラム参加者たちはどんどん話すのが上手になって、プログラムへの理解も深まった。唯一の問題は、盛り上がりすぎてプログラムの時間が足りなかったこと」という順調さでした。

2025年12月12日、最初の「暴力防止プログラム」を終えた若年受刑者5名は、日本大使館やJICAからいらした来賓のもと、修了証を受け取りました。その姿を見つめるプログラム開発メンバーは、早くも次の段階を見据え、東ティモールのすべての刑務所で「暴力防止プログラム」の本格実施という自分たちの夢に向かって、また一歩進もうとしています。



暴力防止プログラム



プログラム開発メンバー（修了式で来賓と）

お答えします～検察官及び検察事務官について～

Q1 警察と検察は何が違うの？

一般的に、犯罪が発生した場合、第一次的に捜査を行い、被疑者（犯人と疑われている人）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行うのが警察です。

検察庁では、警察から送致された事件について、検察官が自ら被疑者・参考人の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して追加の捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集した証拠の内容を十分に検討した上で、最終的に被疑者について裁判所に公訴を提起する（起訴）かしない（不起訴）かの処分を決定します。

また、検察官は、起訴した事件の刑事裁判に立ち会い、証拠に基づいて主張・立証を行います。

さらに、裁判で有罪判決が言い渡された場合に、その判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

Q2 検察官になるにはどうしたらいいの？

検察官には検事と副検事の2種類があり、検事になるには、基本的に、司法試験に合格した後、司法修習を終える必要があります。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると、副検事になることができます。

Q3 検察事務官は何をしているの？

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮の下、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等といった後方支援業務も行います。検察事務官は、これら検察庁における幅広い業務を適正かつ迅速に進め、日本の法秩序の維持等に貢献する職務に従事しています。

Q4 もっと検察庁について知りたいときは、どうすればいいの？

検察庁では、より詳しく検察庁の業務等を知っていただくため、移動教室や出前教室などの広報活動を積極的に行っています。まずは最寄りの検察庁に御相談ください。

記者が行く！～日本国際仲裁ウィーク～

記 者

皆さま、こんにちは！

今日は、2025年11月25日から29日まで行われた「日本国際仲裁ウィーク」について、大臣官房国際課の担当者にお話を伺ってみたいと思います！

まず、「国際仲裁って何？」というところから教えてください！

担 当 者

もちろんです。国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、各国の国内裁判所による解決ではなく、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続のことです。

記 者

なるほど。紛争解決を図る手続として、裁判ではなく国際仲裁を選ぶメリットがあるのですか？

担 当 者

様々なメリットがあるといわれています。例えば、ニューヨーク条約等の諸条約により外国における執行が容易であること、仲裁手続は原則として非公開であり企業の秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができることなどが挙げられます。このようなメリットがあるので、国際仲裁は、国際商取引における紛争の解決手続として世界的に利用が進んでいます。

記 者

つまり、国際仲裁は民間を主体としながらも、国際商取引では広く利用されている紛争解決手続なのですね。そのような国際仲裁について、大臣官房国際課ではどのような仕事をしているのでしょうか？

担 当 者

関係機関が連携して国際仲裁の活性化に向けた総合的かつ効果的な取組を進めるため、政府に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置されており、令和6年には、今後政府が重点的に取り組むべき施策を示すものとして、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」が策定されました。

この令和6年指針では、国際仲裁の活性化は、民商事分野における国際的な法の支配の促進や、日本企業の海外進出・対日投資呼び込みに寄与することから、国際仲裁に関する国内外での周知広報や、人材育成、国際仲裁・調停の拠点としての我が国の評価向上のた

めに、官民の関係機関が緊密に連携・協力する体制を構築し、各種施策に取り組むこととされています。

この政府方針に沿って、国際仲裁に関する広報イベントを実施したり、大学生、法科大学院生、司法修習生等を対象とした各種教育等の活動を実施したりしています。

記 者

国際仲裁と政府の取組について、少しずつ分かってきました！

では、本題に入ります。「日本国際仲裁ウィーク」とはどのようなものですか？

担 当 者

日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）は、令和6年指針に沿って、法務省、経済産業省、日本仲裁人協会（JAA）、日本商事仲裁協会（JCAA）、日本弁護士連合会が緊密に連携して開催している国際仲裁・調停に関する週間行事です。一昨年、初めて日本国際仲裁ウィークが開催され、昨年は2回目の開催となりました。

記 者

昨年は11月25日から29日まで開催されたそうですが、どのようなイベントが行われたのですか？

担 当 者

初日のオープニングセレモニーでは、日本国際仲裁ウィークを連携して開催している各機関の代表者による挨拶が行われ、法務省からは国際仲裁の活性化に向けた我が国の取組や日本国際仲裁ウィークの概要について紹介しました。



オープニングセレモニーの様子（11月25日）

また、法務省は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）事務局長や海外の仲裁機関の代表者によるスペシャルセッションを主催し、「国際仲裁・国際調停の未来～シビル

ロー国・コモンロー国の視点から～」をテーマとして、国際仲裁・調停の最近の世界的なトレンドやシビルロー国・コモンロー国における取扱いの相違、今後の国際仲裁・調停の在り方等について活発な議論が行われました。



スペシャルセッションの様子（11月26日）

そのほか、UNCITRAL、投資紛争解決国際センター（ICSID）と「法的紛争解決に関する東京フォーラム2025」を共催し、UNCITRALやICSIDで議論されている国際仲裁・調停に関する新しいルールなどについて様々な視点から議論がなされました。



法的紛争解決に関する東京フォーラム2025の様子（11月26日）

日本国際仲裁ウィークにおいては、もちろん法務省だけではなく、国内外の仲裁機関や仲裁に関連する団体等が、国際仲裁・調停に関するイベントを実施し、大盛況のうちに終わりました。

日本国際仲裁ウィーク2025の詳細は、こちらを御覧ください。

<https://www.arbitration.go.jp/jiaw/2025/>



記 者

いろいろなイベントが行われたんですね。イベントには、どれくらいの人に参加したのですか？

担 当 者

一週間を通して延べ約900名の参加がありました。日本だけでなく、世界各国の仲裁実務家や仲裁機関、民間企業の担当者などが参加し、活発な交流が図られました。

記 者

大盛況だったんですね！日本国際仲裁ウィークに参加してみたくなってきました！来年度も開催されるのでしょうか？

担 当 者

もちろんです。2026年は7月21日から25日に開催予定です。多くの方の参加をお待ちしております！今年の日本国際仲裁ウィークの間中には、UNCITRALの創立60周年記念行事も開催予定です。日本国際仲裁ウィークの詳細は、以下のサイトで随時更新しますので、ぜひチェックしてみてください！

日本国際仲裁ウィークについては、こちらを御覧ください。

<https://www.arbitration.go.jp/jiaw/>

**記 者**

本日は、ありがとうございました！

法テラスの業務に**犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）**が新たに加わりました

令和8年1月13日から運用開始!

犯罪の被害にあわれた方やその御家族が、**刑事・民事・行政**その他の様々な手続きについて、弁護士による支援を受けられる業務です。原則として**法テラスの費用負担**で御利用いただけます。



御利用いただける方

① 令和8年1月13日以降に下記の被害にあわれた方

- ・故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（殺人・傷害致死など）※未遂を含みます。
- ・刑法における一定の性犯罪等（不同意性交等や不同意わいせつ、監護者性交等など）※未遂を含みます。
- ・故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（傷害・危険運転致傷など）※3か月以上の治療期間または一定の後遺障害（障害等級1級から14級）が存する負傷・疾病の被害を受けた場合に限ります。

② 一定の資力要件を満たす方

御利用の流れ

① 法テラスへアクセスする。

② 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を受ける。

③ 弁護士に依頼して、様々な手続きについて支援を受ける。

支援内容



法律相談



捜査機関への同行



犯罪被害者等給付金の申請



損害賠償の請求



加害者との示談交渉



報道機関対応

このほか、被害状況に応じて必要な支援を行います。

お問合せはこちら
→法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ

0120-079714

平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
(日曜祝日・年末年始休業)

<https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1/>



■法テラスについて知りたい

●法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロワー随時募集中♪
「法テラス公式X」

●広報誌「ほうてらす」



【第61号】

特集：「円満相続」
表紙・インタビュー
：堀 ちえみ さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
広報誌「ほうてらす」

●法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひ御覧ください！
「法テラス公式YouTubeチャンネル」

■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

ラオス人民民主共和国長期派遣専門家 矢尾板 隼

2025年は日本とラオスの国交関係が樹立してから70周年にあたる記念の年であり、両国それぞれでたくさんのイベントが行われましたが、法制度整備支援の現場で働く私にとっても印象深い2つの出来事がありました。

～ラオス高官招へい～

1つは、司法省副大臣、最高裁判長官といったラオスの高官の方々を日本に招待し、私も同行して日本側の関係機関を訪問したことです。70周年を記念し日本側・ラオス側の司法機関等の高官に直接会っていただき親交を深めることと、ラオスへの法制度整備支援に長年関与いただいている大学教授らとこれからの協力の方向性について議論をすることを目的としたものでした。

ラオス側の皆さまからはいずれもこれまでの日本の支援を高く評価するコメントがなされ、日本側関係者の皆さまからはいずれも温かい歓迎の言葉が述べられました。大学教授らとの議論においてはラオスの司法分野における課題の核心部分を深掘りする充実した議論が行われ、在任中で最もと言っても過言ではないほど充実した出張となりました。



左から筆者、最高人民裁判所ブンクワン副長官、司法省ケッサナー副大臣、ラオス国立大学ウンラー副学長、最高人民検察院カムペット副長官

～愛子内親王殿下の御訪問～

2025年の日ラオス関係で最も話題になったのはもちろん、愛子内親王殿下のラオス御訪問です。日本でも大きく報道で取り上げられたかと思いますが、ラオスでも同様に大きな話題となり、とりわけ御滞在中は連日SNSが大賑わいでした。

御訪問は1週間程度の限られたものでしたが、最終日に在留邦人との御接見の機会が設けられ、日本人会会長や商工会会頭、JICA事務所所長らと共になんと私も法務省から派遣されたJICA長期専門家としてお目に掛かる機会にあずかりました。

日本・ラオス両国間における国際協力として、長年にわたり法制度整備支援が続けられてきたことなどに鑑みてお声を掛けていただいたものと思いますが、直接お話をさせていただいた際にも愛子内親王殿下から、法律分野の支援が重要である旨のお言葉をいただきました。人生最初で（おそらく）最後の大変光栄な機会をいただけたもので、ますます精進せねばと思った次第です。

御訪問の様子は以下に写真が掲載されています。（宮内庁ホームページ）

<https://www.kunaicho.go.jp/watch/activity/schedule01/2025lao/613.html>



法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.28 ～訟務局が行う訴訟事務～

所 属：訟務局（民事訟務課・行政訟務課・租税訟務課）

Q1 訟務局の訴訟事務ってどんなことをしているの？

訟務局は、民事訟務課・行政訟務課・租税訟務課において、国が当事者となる裁判の処理に関する業務を担っています。民事訟務課では、国家賠償請求訴訟や大規模な集団訴訟など、国民生活に関わる幅広い民事事件を担当しています。行政訟務課は、主に行政庁の処分の適法性が争われる裁判を担当し、情報公開や社会保障制度など多分野の訴訟に対応しています。租税訟務課では、税金の計算や納付に関わる争いを専門に担当し、所得税・法人税等に関する訴訟に対応しています。

Q2 最近のトピックスは？

民事訟務課が担当する事件には、原発事故や環境分野の大規模訴訟など、社会的影響が大きい事件があります。行政訟務課では、情報公開請求に関する事件や生活保護基準の見直しなど、国民の関心が高いテーマの訴訟が増えています。租税訟務課では、複雑化する税務行政に対応するため、高度な専門性が求められる事件が特徴です。

Q3 訴訟事務のやりがいって何？

訟務局の職員は、「国の立場を正しく伝え、法に基づいて適切な解決を目指す」という使命をもって訴訟事務を行っています。訴訟事務を担当する職員は、証拠の整理、主張の検討、関係省庁との調整、スケジュール管理など、多くの業務を丁寧に進めながら、裁判所に国の考えを正しく伝える役割を担っています。法に基づく正しい行政の実現や、社会のルールが適切に働く環境を守ることにつながる業務であり、やりがいがあります。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

全国の法務局・関係省庁と緊密に連携し、膨大な資料の整理や主張の構成の改善に取り組んだところ、分かりやすく納得感のある書面を作成することができ、これを裁判所に提出することができたときは、チーム全体で達成感を感じました。